

(ホームページ用)

筑後市営駐車場 使用申込書	申請年月日	平成 年 月 日		
	料金区分	1.市内居住者	2.市外居住で 市内勤務者	3.左記以外
筑後市長 様 注意事項の内容を了承し、次のとおり月極契約駐車をしたいので申し込みします。 なお、申請者及び使用者は法律で規定する暴力団員ではありません。このことについて警察署に照会されることに同意します。				
申請者(契約者)	住所	〒		
	フリガナ			
	氏名	⑩		
	電話番号			
	緊急連絡先(携帯)			
駐車場の名称	筑後市営ループ (東 ・ 西) 駐車場			
使用期間	平成 年 月 日から			
	平成 年 月 日まで			
車名		登録番号		
種別	軽自動車	普通自動車	自動二輪	原付(50cc以下)
駐車場使用者の 住所及び氏名	申請者と同じ 異なる(続柄)			
	フリガナ 氏名		住所	
料金区分2 の場合	勤務先			
	所在		連絡先	
予約の希望	東駐車場の予約を 希望する 希望しない			
添付書類	免許証 車検証 勤務先が判るもの(料金区分で「市外居住で市内勤務者」のみ)			

「市営駐車場の申し込みにかかる注意事項」の内容を確認しました。

市営駐車場の申し込みにかかる注意事項

- ・利用期間は最長で翌年3月31日までの一年間となります。
- ・期間満了までに手続きが無い場合は自動更新となります。
- ・違法に改造された車両の利用はできません。また、登録が無い車両での利用や、車両の放置（置きっぱなし）もできません。
- ・車両の形状やサイズによっては利用をお断りすることがあります。
- ・筑後市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成22年条例第31号）により暴力団等との契約は出来ません。
- ・筑後市営駐車場条例及び同条例施行規則に基づき、定められた規定を遵守するとともに、同規定に変更あるときは変更後の規定を遵守していただきます。

（禁止行為）

- （1）他の自動車等の進行又は駐車を妨げること。
- （2）駐車場の施設その他物件又は駐車中の自動車をき損するおそれのある行為をすること。
- （3）許可を得ない火気の使用及び拡声器の使用又はごみその他の汚物を捨てること。
- （4）許可を得ない物品の販売及び宣伝をすること。
- （5）宗教及び政治的行為をすること。
- （6）掲示板の設置又は掲示物の掲示をすること。
- （7）酒気を帯びて駐車場を利用すること。
- （8）利用の権利を他に譲渡、又は転貸すること。
- （9）その他市長が定める行為

契約及び変更等の手続き

筑後市役所 都市対策課都市計画係

TEL0942-65-7028（平日 午前8時30分から午後5時15分まで）

fax0942-54-0335

駐車料金の支払い

市営駐車場管理事務所（東側駐車場内）

TEL0942-53-6660（午前6時30分から午後9時まで）